

## 申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）（ 06-6615-6260 ）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	公共下水道（都市下水路）の排水施設における行為の制限等の許可
概要	公共下水道（都市下水路）の本市が管理する排水施設に固着等する施設を設ける場合、下記の審査基準の全てを満たす必要があります。
根拠法令等 及び条項	大阪市下水道条例第14条、16条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 大阪市下水道条例施行規則15条 ( <a href="http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html">http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html</a> ) 下水道法24条、29条、41条
審査基準	<p>（１）申請様式に関する事項</p> <p>① 申請者は施主であること</p> <p>② 排水管を固着する場合、一時固着か永久固着かを表示の上、排水量の計算書、固着箇所の位置図、平面図、断面図、構造図を添付し、公共下水道等との位置関係及び管理区分を明示すること。</p> <p>（２）技術上の基準に関する事項</p> <p>① 排水管等の設備を固着等する場合、公共下水道等の施設の機能を妨げまたは、その施設を損傷するおそれのない箇所、及び工事方法を選ばなければならない。</p>
標準処理期間	10日
経由日数	—
提出先	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
提出時期	随時
提出方法	公共下水道（都市下水路）の排水施設における行為の制限等の許可申請書と添付書類を建設局下水道部施設管理課（許認可担当）へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局下水道部施設管理課（許認可担当）
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html</a>
備考	